

昭和五十六年五月二十九日受領  
答 弁 第 三 六 号

(質問の 三六)

内閣衆質九四第三六号

昭和五十六年五月二十九日

内閣総理大臣 鈴木 善 幸

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員竹内勝彦君提出湖沼の環境保全に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員竹内勝彦君提出湖沼の環境保全に関する質問に対する答弁書

一について

環境庁と通商産業省との間で調整がつかず、今国会への提出を見送ったものであるが、今後できる限り早い機会に国会に提出することといたしたい。

二について

通商産業省においても、湖沼の環境保全は重要であると認識しており、今後とも湖沼の環境保全上必要かつ有効適切な対策について取り組んでまいる所存である。

三について

環境庁においては、同法案の目的を特に対策が必要な湖沼の水質の保全に重点を置いたものとし、湖沼の水辺環境の保全については、自然公園法等の既存の法制度を活用することを検討

している。

四について

水質汚濁防止法による排出水の排出の規制等、既存の諸制度を活用して湖沼の環境保全を図ることといたしたい。

五について

建設省においては、湖沼及びその周辺の環境保全については、都市計画法、河川法等の既存の法制度の十分な活用を図ること等により対応してまいりたい。

右答弁する。